

藤沢市教育委員会定例会（12月）会議録

日 時 2012年（平成24年）12月27日（木）
午後3時
場 所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（県費負担教職員の処分について）
 - (2) 平成24年度12月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 5 議 事
 - (1) 議案第28号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について
 - (2) 議案第29号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第30号 藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 佐々木 柿 己
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐基子
4 番 小 澤 一 成
5 番 藤 崎 育 子

出席事務局職員

教 育 次 長	山 田 泰 造	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育総務部長	桑 山 光 生	生涯学習部参事	鈴 木 達 也
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育総務部参事	高 石 佳久子	生涯学習部参事	神 尾 哲
教育総務部参事	嶋 村 和 三	総合市民図書館長	山 崎 秀 男
教育総務部参事	吉 住 潤	教育政策推進課長	小 沼 徹
教育総務課主幹	田 邊 義 博	生涯学習課主幹	斎 藤 隆 久
教育指導課主幹	志 水 敦 子	スポーツ課課長補佐	牧 野 行 雄
教育総務課課長補佐	佐々木 知枝子	学務保健課課長補佐	西 山 勝 弘
書 記	高 橋 眞智子		

午後 3 時 00 分 開会

赤見委員長

ただいまから藤沢市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・阪井委員、4 番・小澤委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・阪井委員、4 番・小澤委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

次に、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

中島教育総務部参事

前回会議録の一部修正をお願いいたします。教育委員会 11 月定例会におきまして、議案第 24 号市議会定例会提出議案（平成 24 年度藤沢市一般会計補正予算（第 8 号））に同意することについてを上程いたしました。専決処分が行われたことにより、補正予算の番号が（第 8 号）から（第 9 号）となったため、該当する部分の会議録の修正をお願いするものでございます。

赤見委員長

ただいまの件に関してご意見・ご質問ありますか。

特にないようですので、以上のように修正を承認することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

続きまして、教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について（県費負担教職員の処分について）、報告をお願いします。

佐々木委員

臨時代理の報告について（県費負担教職員の処分について）ご報告申し上げます。

議案第 27 号県費負担教職員の処分については、県費負担教職員のうち校長の処分について、神奈川県教育委員会に内申する必要により、教育委員会定例会会議の議案として提出すべきところ臨時会を開催する暇（いとま）がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、12 月 7 日に臨時に代理したものです。

このことから同規則第 3 条第 2 項の規定により、緊急やむを得ない事情により教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日ご報告させていただくもの

です。県費負担教職員の処分の内容につきましては別紙のとおりでございます。

以上、臨時代理の報告について（県費負担教職員の処分について）のご報告とさせていただきます。

赤見委員長 ただいまの教育長報告について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

赤見委員長 次に、（２）平成 24 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いします。

佐々木委員 平成 24 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果についてご報告申し上げます。（議案書参照）

12 月市議会定例会は、12 月 3 日から 19 日までの 17 日間で開催されました。

11 月の教育委員会定例会でご審議いただきました藤沢市一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、総務常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、こども文教常任委員会についてご報告いたします。教育委員会に係る案件といたしまして、陳情が 1 件、報告案件が 4 件ございました。

陳情の内容につきましては、教育の一環としての中学校給食の実施と災害時の炊き出し拠点や放射能汚染対策の面からも、給食調理場を校内でつくる自校方式を求めるものでございました。

報告案件につきましては、（1）学校教育ふじさわビジョンの改定について、11 月の教育委員会定例会でご審議いただきました学校教育ふじさわビジョンの改定について報告いたしました。

次に、（2）学校生活についてのアンケート調査の結果について、各学校や学級において、子どもの実態を把握し指導に生かすとともに、藤沢市全体の傾向を把握して今後の施策に反映することをねらいとして、全児童生徒を対象に学校生活についてのアンケート調査を実施したので、その調査の結果について報告をいたしました。学校生活についてのアンケート調査の結果については、別冊資料 1 に記載のとおりでございます。

今回の調査結果から、学校生活の中で辛い思いをしている児童生徒が相当数いることをあらためて認識いたしました。これまでも教育委員会では、スクールカウンセラーの配置や学校問題解決支援員等を派遣して、課題の解決を図るとともに、リーフレットの配布やいじめ防止プログラムの実施

を通して、いじめを未然に防ぐように努めてまいりました。また、教職経験者研修や児童生徒指導担当者等における、いじめ問題への対応や人権に係る研修や刊行物等を活用しての校内研修を実施し、教職員の指導力や対応力の向上にも努めてまいりました。

この調査結果を受けて教育委員会では、学校に対して調査結果を学校・学年・学級における指導に生かすこと、深刻化が懸念される事案については個人面談を行うなど、早期に発見し対応するよう指導いたしました。学校では問題性の高い事案に迅速に対応するとともに、気になる児童生徒への声かけや面談を実施するなどして問題の解決を図るとともに、分析結果を教職員で共有し、指導の方針や手だてに生かしております。

今後も調査等を通じて実態の把握に努めるとともに、教員の指導力や対応力の向上に努め、児童生徒が安心して学べる学校づくりを推進してまいります。

次に、(4)平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について、今年度の藤沢市の抽出調査対象校による調査結果とその結果の分析について報告いたしました。なお、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、藤沢市教育委員会のホームページ上に公開しております。

次に、(5)NPO法人による図書館の運営について、NPO法人による湘南大庭市民図書館と辻堂市民図書館の運営状況の検証と今後の予定について、別冊資料22に記載のとおり報告いたしました。

以上で、こども文教常任委員会のご報告を終わります。

次に、総務常任委員会において平成25年度組織改正の概要(案)について報告がございました。組織改正の概要(案)につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、一般質問についてですが、17人の議員からご質問がございました。質問者、件名及び要旨につきましては、21ページから22ページに記載のとおりです。

以上で、平成24年12月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告とさせていただきます。

赤見委員長

ただいまの教育長報告についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

藤崎委員

いじめ問題のアンケートを見させていただきました。今、文部科学省でも来年度からいじめ防止についての施策に力を入れるということと、予算も増やすという話が出ています。アンケートには出ていませんでしたが、いじめ問題やいじめから来る不登校の中には発達障がいを抱えるお子さんの問題も絡んでくるケースが多々見られます。いじめ単独の問題だけで

なく、いじめから起こる不登校への対策や発達障がいの子どもの指導等について、今後、教育委員会・事務局で現場に対してどのようなサポートができるか考えていただきたいです。また、どのような研修をしたら先生方がそういった子どもたちを助けられるのかということを考え、対策に力を入れていただきたいと思います。

赤見委員長

他にありませんか。

ないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

これより議事に入ります。

議案第 28 号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉住教育総務部参事

議案第 28 号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

藤沢市学校事故措置委員会は、市立学校に在籍する児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合に、見舞金等を支給することについて審議をすることを目的として設置されております。藤沢市学校事故措置条例第 5 条第 2 項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されており、同規則第 3 条第 1 項により委員会の委員数 14 名とその選出区分が定められております。

学校事故措置委員会委員の任期は、本年 12 月 11 日をもって満了することに伴い、公募の市民につきましては、広報ふじさわを通して公募を行うとともに、関係団体へ委員の推薦を依頼してまいりました。その結果、25 ページの一覧のとおり、公募委員の選出及び関係団体からの推薦をいただきましたので、新たな委員の委嘱又は任命について提案するものです。なお、新たな委員の選出に当たりまして、公募委員の選考や関係団体への推薦依頼等の事務手続きの進行に遅延が生じまして、11 月定例会に提案すべきところを議案の提案が間に合わず、今定例会に提案し、委嘱又は任命の期間につきましては、本定例会を受けまして、2013 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までとさせていただきたいと考えております。今後は業務の進捗状況を的確に把握し、事務執行に努めてまいりたいと考えております。

参考として、藤沢市学校事故措置委員会規則第 3 条による委員会の委員の選出区分は、(1) 市民が 2 人、(2) 学識経験者 3 人、(3) 保護者 5 人、(4) 市立学校教職員 4 人となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

赤見委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 28 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

藤崎委員 選出区分について、学識経験者委員のバックグラウンドあるいはどういう団体からの選出なのか、教えてください。

西山学務保健課課長補佐 学識経験者委員の構成は、藤沢市医師会、歯科医師会、横浜弁護士会とそれぞれの関係団体から 1 名を推薦していただいております。児童生徒の身体のけが、あるいは歯科のけがには整形外科医、歯科医師、法律に関するところは弁護士と、それぞれ専門知識を持った方のご推薦をいただいております。

藤崎委員 その他として学校の推薦あるいは市民の公募はあるのですか。

西山学務保健課課長補佐 市民委員 2 名は広報ふじさわの募集による方、保護者 5 名は P T A 協議会からの推薦、学校推薦委員は小中学校長各 1 名、教職員各 1 名の 4 名となっております。

藤崎委員 最近の子どもたちは骨が弱くなっていたり、けがをしやすいという傾向があるので、委員会活動の中からさまざまな意見を取り入れて防止対策に取り組んでいただきたいと思います。

赤見委員長 「任期」の第 4 条で、再任することができるかとあるが、委員の再任は原則何期までというような制限はあるのですか。また、今回の再任委員 5 名について、それぞれ何期目か教えてください。

西山学務保健課課長補佐 規定では原則再任ができることになっておりますので、再任の回数は問題ないかと思えます。それから弁護士の小池委員は 3 期目で、他の再任者はすべて 2 期目となっております。

赤見委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長 それでは、議案第 28 号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

赤見委員長 次に、議案第 29 号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小野生涯学習部参事 議案第 29 号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、使用許可の申請手続から郵便によることを削除し、利用者の利便性向上に資するため、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正をするものです。現在、申込みの方法といたしましては、インターネット、携帯電話、スポーツ施設及び各公民館等に設置してある街頭端末機、はがきの 4 種類によって申込みを受け付けております。電子機器の普及によりはがきによる申込みが年々減少している状況で

ざいます。電子機器により申込みをされると、申込状況が確認できる利点もあります。また、はがきによる申込者は無断キャンセルが多く、本年4月から9月までの6ヵ月間で106件ございました。以上のような理由から、はがきによる申込みを規則から削除するものです。

新旧対照表についてですが、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則第6条「使用許可の申請手続等」の第2項を削り、同条第3項中下線部分の「及び前項」を削り、同項を「同条第2項」とするものです。

次に、第7条第2項の下線部分、「又は第2項」を削り、第9条「使用の許可」の第1項及び第2項中の下線部分、「又は第2項」を削るものです。

次に、第21条「供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続」の第1項第1号中の下線部分「若しくは同条第2項」を削るものです。

使用許可申請手続は平成25年2月1日からとなるものですから、施行期日については平成25年2月1日とするため、附則に平成25年2月1日からと規定するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

赤見委員長

事務局の説明が終わりました。議案第29号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員

平成25年2月施行ということは、残すところ1ヵ月余りの猶予期間で変更になるということです。106件のはがきでの無断キャンセルがあったとはいえ、はがきによって申し込まれているという事実については、この告知方法をどのように市民に伝えていくのか、方法をお聞かせいただきたいと思います。

小野生涯学習部参事

現在、窓口に来られる方に作成したパンフレット等をお配りする際に、街頭端末機が施設にありますので、街頭端末機だとかいう形で手続ができるというようなことを周知しております。それから藤沢市のスポーツ課のホームページ、指定管理者であるみらい創造財団スポーツ事業部のホームページ等によって周知をしているところです。

阪井委員

利用者が不自由、不便のないようお願いいたします。

藤崎委員

街頭端末機というのは、体育館に行って入力して申し込みをするのか、あるいは自宅からメールを送ることができるのでしょうか。それからファックスでの申込みの対応はされているのですか。

小野生涯学習部参事

街頭端末機というのは公民館の施設利用も含めたもので、各公民館に1台、本庁に1台、スポーツ施設4ヵ所に1台ずつありますが、それは直接入力しないと手続ができません。今現在、利用料金を前納することが前提条件となっておりますので、間違いなく許可申請のときに料金をお

支払いただくので、その際には街頭端末機の利用案内をしているという状況です。なお、ファックスについては現在取り扱っておりません。

藤崎委員 時代の意向によって変えていくことは大事なことです、一方において、そういった機器になれていच्छゃらない高齢者等には個人個人への丁寧な対応が一番必要なことではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

赤見委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長 それでは、議案第 29 号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

赤見委員長 次に、議案第 30 号藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小野生涯学習部参事 議案第 30 号藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。提案理由といたしましては、使用許可の申請手続から郵便によることを削除し、利用者の利便性向上に資するため、藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正をするものです。施行期日等については、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正と同じ平成 25 年 2 月 1 日となります。

新旧対照表についてですが、藤沢市スポーツ広場条例施行規則第 7 条「使用許可の申請手続等」の「第 2 項」を削るものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

赤見委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 30 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長 それでは、議案第 30 号藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思ひます。1 月 10 日(木)

午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階第 1 会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、次回の定例会は 1 月 10 日 (木) 午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 3 時 31 分 閉会